

津幡町

**「まちづくり協議会」設立・運営の
手引き**

- 目次 -

1. まちづくり協議会設立の流れ	1
2. 準備会の役割と活動内容	2
3. 協議会の設立と活動	5
4. よくある質問	7
5. 参考資料・様式集	10

Ⅰ. まちづくり協議会設立の流れ

まちづくり協議会設立の流れはおおむね次のとおりです。地域によって様々な進め方がありますので、進める際の参考としてください。

(以下、“まちづくり協議会”を「協議会」、”まちづくり協議会設立準備会”を「準備会」という。)

(Ⅰ) 準備会の設立準備

- ①準備会中心メンバーの選定
- ②協議会組織のイメージづくり(案)の作成
- ③準備会の規則や役員、構成団体、設立区域(案)の作成

(Ⅱ) 準備会での活動

- ④準備会の設立総会を開催
- ⑤町(企画課)へ認定申請、補助金の交付申請
- ⑥協議会設立に向けて勉強会や議論、試験的な事業の実施など
- ⑦地域の課題や地域資源等の洗い出し
- ⑧地域の目指す将来像や方向性の決定
- ⑨協議会の規則や役員、構成団体、設立区域、事業計画など作成

(Ⅲ) 協議会の設立

- ⑩協議会の設立総会を開催
- ⑪町(企画課)へ認定申請、交付金の交付申請

(Ⅳ) 協議会での活動

- ⑫協議会の総会を開催
- ⑬町(企画課)へ交付金の交付申請
- ⑭事業計画をもとに各部会、団体で事業を実施
- ⑮必要に応じて、運営委員会や各部会の会議を開催
- ⑯町(企画課)へ実績報告

2. 準備会の役割と活動内容

協議会を設立、運営していくためには「規則」「目標像や取組方針」「設立区域」「役員、構成団体」「組織体制」「事業計画」「収支予算書」についてあらかじめ取り決める必要があります。これらの項目について検討することが準備会の役割になります。

(1) 準備会の設立準備

- ① 準備会中心メンバーの選定
- ② 協議会組織のイメージづくり（案）の作成
- ③ 準備会の規則や役員、構成団体、設立区域（案）の作成

① 準備会の中心となるメンバーの選定

準備会のメンバーは、地域の各種関係団体の代表者や住民の幅広い層の方が参画していただくことが理想ですが、まずは公民館運営審議会やくらし安心ネットワークなど、地域の様々な関係者等が活動している既存の団体を中心とすることがスムーズな組織設立の流れになります。

② 組織のイメージづくり（案）の作成

今後の具体的な議論に向けて、協議会での目標像や取組方針、設立区域、組織体制等について大まかなたたき台を作成します。

③ 準備会の規則、役員名簿、設立区域（案）の作成

たたき台をもとに準備会の規則や役員名簿、設立区域の案を作成します。

(2) 準備会での活動

④準備会の設立総会を開催

⑤町（企画課）へ認定申請、補助金の交付申請

⑥協議会設立に向けて勉強会や議論、試験的な事業の実施など

⑦地域の課題や地域資源等の洗い出し

⑧地域の目指す将来像や方向性の決定

⑨協議会の規則や役員、構成団体、設立区域、事業計画など作成

④準備会の設立総会を開催

準備会の設立総会を開催し、規則や役員名簿、設立区域について承認を受けます。

⑤町（企画課）へ認定申請、補助金の交付申請

準備会総会で承認を受けた規則や役員名簿、設立区域などを申請書と合わせ町（企画課）へ提出し、補助金の交付を受けます。

⑥協議会設立に向けて勉強会や議論、試験的な事業の実施など

町からの補助金をもとに協議会設立に向けて具体的な活動を進めます。（先進地への視察、住民向けの研修会、まちづくり専門家の派遣、必要備品の購入、試験的な事業の実施など）

⑦地域の課題や地域資源等の洗い出し

グループワークや住民アンケート等を実施し地域の良いところや課題、地域資源を洗い出し、地域の現状を把握します。

⑧地域の目指す将来像や方向性の決定

地域の課題や資源をもとに、5年後10年後どのような地域にしたいのか具体的な将来像や方向性を決定します。

⑨協議会の規則や役員、構成団体、設立区域、事業計画など作成

勉強会や議論を重ね、協議会設立に必要な「規則」「目標像や取組方針」「役員、構成団体」「組織体制」「事業計画」「収支予算書」(案)が完成した時点で、協議会設立総会を開催します。

Point! ⑥～⑨について以下の流れで準備会を進めましょう

◎各種団体の事業の見える化

実態把握の1つとして、地域内にはどのような団体が存在し、どのような活動を行い、活動上の課題があるのかを把握する必要があります。協議会設立時における組織体制、事業案などを決定するための材料として、各種団体への調査やヒアリングを通じて地域内で実施されている事業の一覧などを作成し、見える化することが有効です。

◎既存事業の整理

現在地域内で行われている活動や事業を整理します。地域内における複数の団体が類似する事業を実施している場合は、実施方法を見直して事業を統合することも検討します。どのようにすれば効率・効果的な活動や事業になるかを検討していきます。

◎目標像や取組方針の検討

地域における実態把握を踏まえ、将来的に自分たちの地域はどのような地域を目指したいかについて話し合い、目標像や大枠の取組み方針を決めていきます。

◎テーマ別の目標検討

大きな目標像を踏まえて、例えば「地域交通の充実」といった地域の実態調査で見えてきた地域の課題などをテーマ設定し、ワークショップ形式などの会議で目標設定を行います。それぞれの課題について議論を深めた上で、解決に向けての方向性や取組方針を導き出し、次の段階における具体的な事業計画等につなげていきます。

◎具体的な事業の検討

テーマ別検討会や事業整理で導き出した方針をもとに、具体的に取り組む事業についても話し合っていきます。分野ごとにグループワークに分かれて協議していくことで効率的な検討が進みます。

3. 協議会の設立と活動

協議会を設立することがゴール（目的）ではありません。今住んでいる地域をより良くするために協議会を設立し活動していくという意識が重要となります。また、協議会を設立しても最初から地域のすべての課題を解決することはできません。最初は身近な課題から活動に取り組み、徐々に構成員や活動の幅を広げていきましょう。

(1) 協議会の設立

⑩協議会の設立総会を開催

⑪町（企画課）へ認定申請、交付金の交付申請

⑩協議会の設立総会を開催

準備会で作成した「規則」「目標像や取組方針」「役員、構成団体」「組織体制」「事業計画」「収支予算書」について承認を受けます。

⑪町（企画課）へ認定申請、交付金の交付申請

協議会総会で承認を受けた規則や役員名簿、設立区域などを申請書と合わせ町（企画課）へ提出し、交付金の交付を受けます。

(2) 協議会での活動

⑫協議会の総会を開催

⑬町（企画課）へ交付金の交付申請

⑭事業計画をもとに各部会、団体で事業を実施

⑮必要に応じて、運営委員会や各部会の会議を開催

⑯町（企画課）へ実績報告

⑫協議会の総会を開催

毎年１回は定期総会を開催し、事業計画や予算決算書について承認を受けます。規則や役員人事などに変更がある場合も総会の承認が必要となります。

⑬町（企画課）へ交付金の交付申請

総会で承認を受けた事業計画や予算決算書などを申請書と合わせ町（企画課）へ提出し、交付金の交付を受けます。

⑭事業計画をもとに各部会、団体で事業を実施

事業計画をもとに各部会、団体で事業を実施します。

⑮必要に応じて、運営委員会や各部会の会議を開催

必要に応じて、運営委員会や各部会の会議を開催します。運営委員会では、事業計画案や予算決算書案の作成、規則変更の検討、その他重要事項について議論します。

⑯町（企画課）へ実績報告

年度末に各部会や団体等の活動を取りまとめ、事業報告書、収支決算書などを作成し町（企画課）へ提出します。

4. よくある質問

Q：区と「まちづくり協議会」とは、どう違うのですか？

A：区は、自治活動に参画する意志を有する方々によって組織された地域の中核となる団体です。地域に強い活動基盤をもつ住民自治団体ですが、「まちづくり協議会」は、区だけでなく、地域の各種団体の皆さんで構成され、地域が一体となって組織する団体です。

まちづくり協議会は、区や各種団体単独では多様化する課題への対応が難しい場合など、地域が一体となって取り組むことで解決へ結びつけ、各団体等の連携により地域力を高めていくことを目指します。

まちづくり協議会は、既存の区の組織を解体したり、現在区で取り組まれている事業全てを小学校区組織に移管するものではなく、区の活動を尊重しつつ、ひとつの区では解決が難しい課題や、大地震などの有事があった際の対応など地域全体で実施した方がより効果的な課題について、原則小学校の区域又は公民館の区域で取り組んでいただき、よりよい地域づくりを進めていこうという取組を進めていくものです。

ですので、個々の区の活動は引き続き地域住民に一番身近な組織として活動していただきます。

区については、地域の人と人、地域と人、さらには地域と町をつなぐ地域活動の核として、地域においてなくてはならない存在であることから、まちづくり協議会が設立されたのちも、組織の構成団体の中心的な役割を果たしていただくことになります。

Q:まちづくり協議会と区の位置づけは？

A：地域づくりの基礎は区の活動にあり、地域づくりの推進にあたっては、区と密接な関係が必要です。

まちづくり協議会の活動において、課題等の把握、取組方針や事業計画を検討するには、特に区が深く関わり中心的な存在になるとともに、実施にあたっての大きな協力母体となります。

区は、これまでどおり、区の範囲内においてまちをよくする区の活動を行っていただきます。まちづくり協議会の区域においては、区は協議会を構成する一つの地域団体として参画をしていただくことになります。

Q:まちづくり協議会と他の地域団体の関係は？

A：まちづくり協議会は、その地域に暮らす住民をはじめとして、その地域で活動する区や各種団体等により構成されます。地域の中には区のほかにも多数の地域団体が活動しています。

まちづくり協議会では、これらの地域団体が構成員となり各部会を組織することで、お互いが連携し、地域にとって本当に必要なことは何かを話し合っていたきたいと考えています。その過程で事業や組織の見直しなども検討していただければと思います。

Q：「構成団体の既存活動」と「まちづくり協議会の活動」の関係はどうなりますか？

A：現在、各種団体が実施している事業については、基本的に各種団体がそのまま担います。ただし、地域全体で動かした方がよいものや、各種団体等が連携して事業を行った方がより効果的な成果が得るようなものなどは、協議会の事業として実施することが考えられます。

まちづくり協議会と区や各種団体は上下でつながっているものでなく、それぞれが協議会の中で、横のつながりを持って、構成団体として、地域内の総意に基づき地域課題の解決のための活動に携わっていくことになります。ただ、活動をしていく中で、活動の担い手不足によって継続が難しくなった事業については、まちづくり協議会の事業として、協議会の構成団体の連携の下に継続して実施することも考えられます。

Q：交付対象団体は、新たに設立しなければならないのですか？

A：地域に交付対象団体の要件を満たす既存団体がある場合は、必ずしも新たに組織の設立を求めるものではありません。地域の実情に応じてご検討ください。

Q：地域において、まちづくり組織があるが、この組織がまちづくり協議会になることはできますか？

A：まちづくり協議会を構成する団体は、各地域の特性や状況に応じて構成され则认为しますので、すべて一律ではございません。既存の組織がある場合は、それを母体として、様々な地域課題に対し事業や活動を総合的に展開できるようであれば、まちづくり協議会として拡充されることも考えられます。

Q：まちづくり協議会を設立すれば、既存の団体の活動に加え、協議会の活動も行うことになり、負担が増えることになりませんか？

A：地域課題の解決に向けての協議やそれに伴う活動や事業の実施などにより、今まで以上に地域にかかる負担は増えることは考えられます。しかし、ライフスタイルの変化や地域のつながりの希薄化などにより、役員の担い手不足や、各種行事等への参加数の減少など課題も出てきています。また、少子高齢化や高齢単身世帯の増加などにより、従来の枠組みだけでは対応が難しくなる課題も想定されます。現状の地域コミュニティを将来的にも維持・発展させていくため、まちづくり協議会のような取組が今後重要となってくると考えています。

5. 参考資料・様式集

- ・津幡町まちづくり協議会等の認定に関する要綱
- ・津幡町まちづくり組織支援補助金交付要綱
- ・〇〇地区まちづくり協議会設立準備会規則（例）
- ・〇〇地区まちづくり協議会規則（例）

○津幡町まちづくり協議会等の認定に関する要綱

令和5年12月25日

津幡町告示第111号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域住民による地域課題の解決や地域資源を活用したまちづくりを推進するため、住民が自主的に組織するまちづくり協議会又はまちづくり協議会準備会（以下「まちづくり協議会等」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） まちづくり協議会 地域の防災防犯、健康・福祉の向上、生涯学習及び環境美化の推進を図るため、自助及び共助によるまちづくりを行うとともに、地域課題の解決や地域資源の活用に向けて、協力連携して取り組む組織をいう。

（2） まちづくり協議会準備会 まちづくり協議会を設立することを目的に活動する組織をいう。

（設立区域）

第3条 まちづくり協議会等の設立区域は、小学校の区域又は公民館の区域とし、その区域が他のまちづくり協議会等の区域と重複しないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、設立区域を変更することができる。

3 まちづくり協議会等の設立は、1区域につき1組織とする。

（まちづくり協議会の事業内容）

第4条 まちづくり協議会は、主に次に掲げる事業を行うものとする。

（1） 地域の防災防犯に関する事業

- (2) 地域の健康・福祉に関する事業
 - (3) 地域の生涯学習に関する事業
 - (4) 地域の環境美化に関する事業
 - (5) 地域の課題を解決するための事業
 - (6) 地域の特性を生かした活性化につながる事業
 - (7) その他目的達成のために必要な事業
- (まちづくり協議会の認定要件)

第5条 まちづくり協議会は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該区域における多数の各種団体及び個人等の多様な主体で構成され、当該区域の誰もが自主的に参画できること。
 - (2) 運営に必要な事項を規約に定めていること。
 - (3) 事業計画書及び収支予算書を作成していること。
 - (4) まちづくり協議会を構成する団体等の名簿を備えていること。
- (まちづくり協議会の認定の申請)

第6条 まちづくり協議会を設立した者は、設立後速やかに津幡町まちづくり協議会認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 規約
 - (2) まちづくり協議会の役員及び構成団体等の名簿
 - (3) 事業計画書及び収支予算書
 - (4) 活動対象区域図
 - (5) 設立総会の資料
 - (6) その他町長が必要と認めるもの
- (まちづくり協議会の認定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、津幡町まちづくり協議会認定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(まちづくり協議会準備会の事業内容)

第8条 まちづくり協議会準備会は、主に次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) まちづくり協議会の規約、組織構成及び事業計画等に関する協議
- (2) まちづくり協議会で検討する課題の洗い出し
- (3) まちづくり協議会に関する地域住民の意見収集及び周知に関する事業

(4) その他目的達成のために必要な事業

(まちづくり協議会準備会の認定要件)

第9条 まちづくり協議会準備会は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 当該区域における多数の各種団体及び個人等の多様な主体で構成されていること。

(2) 運営に必要な事項を規約に定めていること。

(3) まちづくり協議会準備会を構成する団体等の名簿を備えていること。

(まちづくり協議会準備会の認定の申請)

第10条 まちづくり協議会準備会を設立した者は、設立後速やかに津幡町まちづくり協議会準備会認定申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 規約

(2) まちづくり協議会準備会の役員及び構成団体等の名簿

(3) 活動対象区域図

(4) まちづくり協議会準備会発足資料等

(5) その他町長が必要と認めるもの

(まちづくり協議会準備会の認定)

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、津幡町まちづくり協議会準備会認定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(まちづくり協議会準備会の認定の失効)

第12条 まちづくり協議会準備会の認定は、第7条で定める当該区域のまちづくり協議会の認定の日をもって失効するものとする。

(まちづくり協議会等の認定内容の変更)

第13条 まちづくり協議会等の代表者は、認定内容に変更があったときは、速やかに津幡町まちづくり協議会等認定内容変更申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

(まちづくり協議会等の認定の取消し)

第14条 まちづくり協議会等の代表者は、第5条若しくは第9条の要件に該当しなくなった場合又はまちづくり協議会等を解散しようとする場合は、速やかに津幡町まちづくり協議会等認定取消申請書(様式第6号)を町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受け、まちづくり協議会等が第5条若しくは第9条の要件に該当しなくなったと認めるとき、又は次の各号のいずれかに該当し、まちづくり協議会等として適当でないと認めるときは、津幡町まちづくり協議会等認定取消通知書（様式第7号）により申請者に通知することをもって、第7条又は第11条の認定を取り消すことができる。

（1） 虚偽又は不正な手段により認定を受けたとき。

（2） 運営に不正な行為があったとき。

（3） その他認定を取り消すべき事由があると町長が認めるとき。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

○津幡町まちづくり組織支援補助金交付要綱

令和5年12月25日

津幡町告示第112号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民による地域課題の解決や地域資源を活用したまちづくりを推進するため、津幡町まちづくり協議会等の認定に関する要綱（令和5年津幡町告示第111号。以下「認定要綱」という。）に基づき認定されたまちづくり協議会又はまちづくり協議会準備会（以下「まちづくり協議会等」という。）が実施する事業に要する費用に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり協議会 認定要綱第7条の規定により認定された組織をいう。
- (2) まちづくり協議会準備会 認定要綱第11条の規定により認定された組織をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、まちづくり協議会等とする。

(補助対象費用)

第4条 補助金の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、第6条に規定する申請書の提出があった日の属する年度における事業の実施に要する費用並びにまちづくり協議会等の設立及び運営に必要な事務費その他の初期費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象費用の総額から補助対象事業の実施に伴う参加費、協賛金その他の事業収入を控除した額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1年度につき20万円を限度とする。ただし、まちづくり協議会等のいずれか一方が申請する初年度に限り上限額を30万円とする。

2 補助金は、同一年度分を一括して交付する。

3 まちづくり協議会準備会が補助金の交付を申請した場合において、その後に当該まちづくり協議会準備会がまちづくり協議会を設立し、認定要綱第7条に基づく認定を

受けたときは、当該まちづくり協議会を補助金の交付申請者とみなす。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、津幡町まちづくり組織支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、規則第7条に規定する補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、規則第6条に規定する申請書に必要書類を添えて、町長に申請し承認を受けなければならない。

（補助金の請求）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、規則第16条に規定する請求書に必要書類を添えて、町長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、概算払により交付するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後15日以内に津幡町まちづくり組織支援補助事業実績報告書（様式第2号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金確定通知書により申請者に通知するものとする。

（余剰金の返還）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該余剰金を町に返還しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な行為等により補助金を

受領した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

〇〇地区まちづくり協議会設立準備会規則（例）

（名称）

第1条 本会の名称は、〇〇地区まちづくり協議会設立準備会（以下「準備会」という）とする。

（目的）

第2条 準備会は、〇〇地区における住民主体のまちづくりを推進するため、〇〇地区まちづくり協議会を設立することを目的とする。

（設立区域）

第3条 準備会の設立区域は〇〇公民館区の範囲とする。

（事務所）

第4条 準備会の事務所は石川県河北郡津幡町●●●に置く。

（構成員）

第5条 準備会の構成員は準備会設立区域の住民及び同区域内を活動拠点とする団体から推薦されたもので構成し、別表のとおりとする。

（事業）

第6条 準備会は、第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- （1）〇〇地区まちづくり協議会の組織体制、運営方法、規則等に関する事
- （2）その他目的を達成するために必要な事業

（役員）

第7条 準備会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）事務局長 1名
- （4）会計 1名
- （5）監事 2名

（役員の任務）

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- （1）会長は、準備会を代表し、会務を統括し、会議を招集して議長となる。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。
- （3）事務局長は、準備会の運営に関する事務を担当する。
- （4）会計は、準備会の運営に伴う出納経理事務を担当する。
- （5）監事は、準備会の会計監査事務を担当する。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は、〇〇地区まちづくり協議会が設立されるまでとする。

(会議の招集)

第 10 条 会議は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(経費)

第 11 条 準備会の経費は、補助金、交付金、寄附金その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第 12 条 準備会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計帳簿の整備)

第 13 条 準備会は収支を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 設立区域内の住民が前項の帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第 14 条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、構成員に報告する。

(解散)

第 15 条 準備会は、第 2 条に定める目的達成の日をもって解散する。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、準備会の運営に必要な事項については会長が別に定める。

附則

この規則は、令和●●年●●月●●日から施行し、〇〇地区まちづくり協議会の設立により、その効力を失う。

別表 (第 5 条関係)

構成団体名		
〇〇区	△△区	□□区
民生児童委員	防犯委員	消防分団
スポーツ協会	小学校 PTA	〇〇サロン
青年団		

〇〇地区まちづくり協議会規則（例）

（名称）

第1条 本会は、〇〇地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地域の住民や団体が主体となって、相互の連携と協働により地域の課題を解決し、全ての住民にとって住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

（設立区域）

第3条 協議会の設立区域は〇〇公民館区の範囲とする。

（事務所）

第4条 協議会の事務所は石川県河北郡津幡町●●●に置く。

（構成員）

第5条 協議会は、第3条に規定する区域内で活動する団体及び事業者、住民で構成する。

（事業）

第6条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）安全安心づくりに関する事業
- （2）地域づくりに関する事業
- （3）健康づくりに関する事業
- （4）人づくりに関する事業
- （5）その他協議会の目的を達成するために必要な事業

（役員）

第7条 協議会に次の役員を置く。役員は総会において構成員の中から選任する。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）会計 1名
- （4）事務局長 1名
- （5）部会長 各部会1名
- （6）監事 2名

（役員の任務）

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- （1）会長は、会を代表し、会務を統括し、総会及び運営委員会を招集して議長となる。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理する。

(3) 事務局長は、会の運営に関する事務を担当するとともに、専門部会や行政等との連絡調整を行う。

(4) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う出納経理事務を担当する。

(5) 監事は、協議会の会計監査事務を担当し、総会に監査報告を行う。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする、ただし、再任は妨げない。また、欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 協議会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、運営委員会において選出し、会長が選任する。

3 顧問は、会長の求めに応じて助言する。

(代議員)

第11条 総会は、代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。

(1) 監事を除く役員

(2) 別表に掲げる協議会を構成する団体等から推薦された者

(3) 地域に居住する住民の中から公募で選ばれた者

(4) その他会長が認める者

2 代議員は協議会を構成する団体等から各々1名までとし、任期は2年とする。

3 公募による代議員の定数は3名までとする。

(会議)

第12条 協議会の運営にあたり次の会議を開催する。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(3) 専門部会

2 会議は、原則公開とし、構成員は傍聴できる。ただし、会長が必要と認めた場合には、非公開とすることができる。

(総会)

第13条 総会は協議会の最高議決機関で、毎年1回定期総会を開催する。ただし、会長が必要と認めた場合又は代議員の過半数の請求があった場合は、速やかに臨時総会を開催しなければならない。

2 総会は委任状を含めた代議員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 定期総会の開催が困難な状況が発生したときは、書面決議をもって承認することができるものとし、出席者による成立要件及び議決に関する規定については前項の規定を準用する。

4 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画、予算の決定に関すること

- (2) 事業報告、決算の承認に関すること
- (3) 役員の承認に関すること
- (4) 規則の制定、改正及び廃止に関すること
- (5) その他協議会の運営に関し必要と認められること

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、役員の過半数の請求があった場合は、会長が速やかに会議を開催しなければならない。

2 運営委員会は、第7条に規定する役員をもって構成する。

3 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する

- (1) 事業計画、予算の作成に関すること
- (2) 事業報告、決算の作成に関すること
- (3) 規則の制定、改正及び廃止に関すること
- (4) 専門部会の報告に関すること
- (5) 行政等と協議すべき案件に関すること
- (6) その他協議会の運営に必要と認められること

(専門部会)

第15条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を置く。

- (1) ○○部会
- (2) ○○部会
- (3) ○○部会
- (4) ○○部会

2 専門部会には、部会長、副部会長及び部員で構成するものとする。

3 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、事業の実施のほか、事業計画及び予算、実績報告及び決算等について協議を行う。

(事務局)

第16条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長1名と事務局員で構成する。

3 事務局長は、会長が指名し、総会の承認を得て決定する。

4 事務局員は、会長が任命する。

5 事務局の職務は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 協議会の運営に関すること
- (2) 構成員及び行政機関、関係機関等との連絡調整に関すること
- (3) その他会長が必要と認めること

(会計)

第17条 協議会の運営等に係る経費は、交付金、補助金、協賛金、寄附金及びその他収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 協議会の事業計画及び予算は、運営委員会の審議を経て、総会の承認を得て決定する。

(監査)

第18条 監事は会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

(会計帳簿の整備)

第19条 協議会は、事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する書類を整備する。

(情報公開)

第20条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため積極的な情報公開に努めなければならない。

- 2 第5条に定める構成員による文書及び会計帳簿の閲覧の請求があったときには、正当な理由がない限り、これを認めなければならない。

(個人情報の取扱い)

第21条 協議会が各種事業を執行するために集めた個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(規則の改正)

第22条 この規則は、総会において委任状を含め、出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができないものとする。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附則

この規則は、令和●●年●●月●●日から施行する。

別表(第11条関係)

構成団体		
〇〇区	△△区	□□区
民生児童委員	防犯委員	消防分団
スポーツ協会	小学校 PTA	〇〇サロン
青年団		